

木之本・余呉地区農業集落排水処理施設維持管理業務

共 通 仕 様 書

長浜市 北部建設局 北部建設課

木之本・余呉地区農業集落排水処理施設維持管理業務

共 通 仕 様 書

(点検施設)

第1条 委託施設の詳細は以下のとおりである。

地 区 名	処理人口	処 理 方 式	供 用 開 始
杉 野	910人	JARUS-XIVh型	平成20年 6月
川 並	925人	JARUS-IV型	昭和63年 7月
下余呉	520人	JARUS-IV型	平成 2年 4月
中之郷	1460人	JARUS型膜分離活性汚泥方式	平成 3年 7月
東 野	1190人	JARUS型膜分離活性汚泥方式	平成 5年10月
片岡南部	780人	JARUS-XII型	平成 8年 6月
丹 生	750人	JARUS-XII型	平成12年12月
坂 口	250人	凝集剤添加膜分離活性汚泥方式	平成13年 9月
小谷柳ヶ瀬	280人	凝集剤添加膜分離活性汚泥方式	平成13年10月
椿 坂	100人	凝集剤添加膜分離活性汚泥方式	平成15年 3月
中河内	90人	凝集剤添加膜分離活性汚泥方式	平成16年 3月
菅 並	250人	凝集剤添加膜分離活性汚泥方式	平成16年 3月

(業務範囲)

第2条 農業集落排水処理施設維持管理業務（以下「本業務」という）は、浄化槽法、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、各種法令並びに、JARUS型農業集落排水処理施設維持管理マニュアルと本仕様書に基づいて行うものとする。

(業務の目的)

第3条 本業務については、施設を有効に維持するため処理施設の保守点検を行い、機器と水質について技術的な管理を行わなければならない。

(業務の内容)

第4条 本業務は上記目的のため、以下の事項について行う。

[処理施設]

- (1) 維持管理のための定期巡回は、1週間に1回以上、技術者を派遣する。
- (2) 受託者は管理日報を作成し発注者に報告するとともに、自らも3年間保存しなければならない。
- (3) 故障または異常があった場合は、受注者は適切な応急処置を行うとともに、長時間停電等の緊急時には発電機等を用意するなど、状況に応じて緊急対応を行うものとする。また、異常が見受けられた場合にはすみやかに発注者に報告し、指示を受けなければならない。

[機器の校正]

- (1) 制御型汚泥濃度計、各種計測機器（警報器含む）の調整点検、校正業務を行う。
- (2) 警報テストを夏と冬に各1回行う。

(業務の実施)

第5条 本業務を実施するにあたっては、十分な経験を有した技術者を従事させ、関係法令及び発注者側の指示に従い、善良なる管理者の責において業務を行うものとする。万一、管理上の不注意により発注者及び第三者に損害を与えた場合は、直ちにその損害の責を負うものとする。

(修理及び消耗品の交換)

第6条 故障及び異常に伴う修理は、すみやかに対応するとともに、これに要した費用は両者協議の上決定するものとする。

2 処理施設の機器並びに各計測機器に必要な消耗品については水質に影響がすぐにあるかなど考慮し必要に応じて支給する。

3 消耗品の交換は、原則として定期巡回時に行わなければならない。

[Vベルト・薬品類(市負担)、オイル・グリス・記録紙等(業者負担)]

(水質管理)

第7条 計画放流水の基準を満足できるように的確に機器の調整を行わなければならない。なお、計画放流水質の基準を満足できない場合は受注者の責において水質検査を行うこと。

また、計画放流水質の基準を満足できないことにより、長浜市に損害が生じたときは、受注者に負担を求める場合がある。

(特記事項)

第8条 定期巡回時以外においても、発注者が必要と認める時には立ち会うものとする。

(報告書)

第9条 翌月10日までに以下の事項について報告しなければならない。

(1) 管理日報の写し

(2) 薬品使用量

(3) 自主検査分析結果表

(4) 故障並びに修繕報告書

(5) その他必要な報告書(緊急出動報告書、水質改善報告書など)

2 翌月の汚泥引き抜き予定箇所及び引き抜き量を当月23日までに報告しなければならない。

3 排水の水質が基準値を超えた場合は、1項の報告書と同時に理由及び改善方法を記した報告書を提出しなければならない。

(除草作業)

第10条 別紙に示した範囲について、年3回、除草を行わなければならない。

2 除草作業は、1回目を6月まで、2回目を7月下旬から8月10日まで、3回目を9月から10月までの期間に行うものとする。

3 除草作業を1回完了するごとに、以下の項目について報告しなければならない。

(1) 除草面積

(2) 除草作業実施日

(3) 作業前、作業中及び作業完了後の写真

(し渣回収作業)

第11条 毎週1回施設の荒目スクリーン及び微細目スクリーンから発生するし渣等を市から指定されたゴミ袋に回収すること。

(内容変更)

第12条 本仕様書内容等に変更が生じた場合には、両者協議するものとする。

水質管理規制値

処理施設名	PH	BOD	COD	SS	T-P	T-N	大腸菌群数
馬上	6.0～8.5	20	20	50	5	20	3,000
杉野	6.0～8.5	20	20	50	1	20	3,000
川並	6.0～8.5	20	20	50	1	20	3,000
下余呉	6.0～8.5	20	20	50	1	20	3,000
中之郷	6.0～8.5	20	20	50	1	20	3,000
東野	6.0～8.5	20	20	50	1	20	3,000
片岡南部	6.0～8.5	20	20	50	1	20	3,000
丹生	6.0～8.5	20	20	50	1	20	3,000
坂口	6.0～8.5	20	20	50	1	20	3,000
小谷柳ヶ瀬	6.0～8.5	20	20	50	1	20	3,000
椿坂	6.0～8.5	20	20	50	1	20	3,000
中河内	6.0～8.5	20	20	50	1	20	3,000
菅並	6.0～8.5	20	20	50	1	20	3,000
八田部	6.0～8.5	20	20	50	5	20	3,000
黒山	6.0～8.5	20	20	50	5	20	3,000
山門中	6.0～8.5	20	20	50	5	20	3,000
塩津浜	6.0～8.5	20	20	50	1	20	3,000
岩熊	6.0～8.5	20	20	50	5	20	3,000
庄	6.0～8.5	20	20	50	5	20	3,000
山田小山	6.0～8.5	20	20	50	5	20	3,000
塩津北	6.0～8.5	20	20	50	5	20	3,000
塩津中部	6.0～8.5	20	20	50	1	20	3,000
大浦	6.0～8.5	20	20	50	1	20	3,000
月出	6.0～8.5	20	20	50	1	20	3,000
余	6.0～8.5	20	20	50	5	20	3,000
菅浦	6.0～8.5	20	20	50	1	20	3,000

真空ステーション保守点検業務

特 記 仕 様 書

長浜市 北部建設局 北部建設課

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 長浜市杉野地区農業集落排水処理施設にある真空ステーションの定期巡回・点検を行い施設の不良箇所の早期発見、事故防止の適切なアドバイスおよび緊急時の迅速な対応をするとともに機械・電気設備の定期点検を行い、故障の発生を未然に防止し、維持費のコスト縮減に寄与することを最大の目的として委託する業務であり、本仕様書は、保守点検業務（以下「業務」という。）の委託を円滑に運営するため、その業務要領を定める。

(業務の履行)

第2条 業務の受託者（以下「乙」という。）は、長浜市（以下「甲」という。）の当該施設の機能を十分発揮できるよう機器の構造、性能及びシステム全体を十分熟知し、契約書、仕様書、およびその他関係書類に基づき、能率的、経済的、かつ完全に業務を履行しなければならない。

(業務対象施設)

第3条 業務対象施設は次のとおりとする。

(1) 委託場所 滋賀県長浜市杉野地区農業集落排水処理施設区域一円

(2) 施設名

- ・ 金居原真空ステーション
- ・ 杉本真空ステーション
- ・ 真空弁ユニット

金居原 67 か所（内Φ75 10 か所）

杉野 56 か所（内Φ75 9 か所）

杉本 29 か所（内Φ75 2 か所）

(業務の内容)

第4条 業務の内容は、施設の点検業務と緊急（警報）時の対応（保守）とする。

2 点検業務は『真空ステーション定期点検項目（2ヶ月に1回）』と『真空弁ユニット定期点検項目（年1回）』に基づき実施すること。また、既存の自動警報装置を介して全日警報受信が可能な体制を構築し、警報発生の際にはその内容を的確に把握した後、監督員に状況を報告し、適切な対応を行うものとする。なお、乙は1時間以内に現場対応が可能となる体制を維持しなければならない。体制維持にかかる費用は乙の負担とする。

3 部品の破損、消耗等により部品を交換する必要がある場合は別途、監督員と協議により決定する。なお、軽微な破損（オイル、グリス、ベルト、弁体、スプリング、軸受・シール類）に関しては消耗品のため直接経費に含む。

(業務日及び回数)

第5条 点検は土・日・祝祭日を除く平日に実施する。

(天災時の対応)

第6条 甲は地震・台風・大雨などの災害その他特に必要と認めるときは、乙に対し通常業務以外の業務を依頼できるものとし、天災対応にかかる費用は甲の負担とする。なお、故障・満水・停電などの類は緊急対応と判断するため契約範囲内である。

(法令等の遵守)

第7条 乙は業務の履行にあたっては、労働関係法令、および甲よりの指示命令を遵守するものとする。

(従業員の届出)

第8条 乙は業務の履行に先立ち、業務に従事する従業員の氏名、年齢および分担等を書面により甲に届け出るものとする。また、異動がある場合も同様とする。

(技術管理者の選任)

第9条 乙は前条により届出従業員の中より技術管理者を選任し、書面により甲に届け出るものとする。

(技術管理者の職務)

第10条 技術管理者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 現場の責任者として、従業員の指揮および監督を行うこと。
- (2) 契約書、仕様書およびその他関係書類より、業務の目的および内容を十分理解し、施設の機能を発揮し効率的かつ経済的に管理すること。
- (3) 従業員の適切な指導監督を行い、技能の向上および事故の防止に努めること。
- (4) 常に状況を的確に把握し、緊急事には直ちに連絡及び対処できる状態にしておくこと。

(技術者の資格基準)

第11条 技術者の資格基準は、次のとおりとする。

- (1) 技術管理者は「浄化槽技術管理者」以上の資格を有するか、「浄化槽管理士」の資格を有し、かつ浄化槽の管理に2年以上の経験者であること。
- (2) 技術者は、電気設備の保守に精通している者であること。
- (3) 技術管理者、技術者共に健康的かつ意欲的な者とする。

(作業員の服務等)

第12条 乙は作業員に安全で統一した服装および名札を業務従事中着用させるものとする。

- 2 乙は業務従事中に必ず身分証明書を着用し、関係者から提示を求められた場合はこれを提示しなければならない。

(労働災害防止)

第13条 機械器具その他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図ること。

- 2 当施設に出入りし、またはこれらの内部で作業を行う場合は、酸素欠乏空気、有毒ガスなどの有無を、作業開始前と作業中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、監督員が指示を求めた場合は、速やかにその関係書類を提出すること。
- 3 作業中、酸素欠乏空気や有毒ガスなどが発生した場合は、ただちに必要な措置を講ずるとともに、監督員及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講ずること。
- 4 資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、誘導員を配置すること。

(提出書類)

第14条 乙は次に定める書類を甲に提出し、甲の承認を得なければならない。なお、提出した書類に変更が生じた場合も同様とする。

業務着手前

- (1) 委託従事者名簿および経歴書
- (2) 技術管理者選任届
- (3) 緊急事態発生時の連絡体制
- (4) その他甲が必要とする書類

業務完了後

- (1) 作業日誌 (※緊急時の日誌は不要)
- (2) 対応写真
- (3) 『真空ステーション定期点検項目 (2ヶ月に1回)』のチェック表
(※不具合がある項目に対しては写真も必要)
- (4) 年次点検報告書
- (5) その他甲が必要とする書類

第 2 章 業 務 要 領

(業務計画)

第 15 条 乙は業務計画を作成し甲に提出するものとする。

(業務報告)

第 16 条 乙は書面により業務報告を行うものとする。また、異常箇所を発見した場合は速やかに甲に報告を行うものとする。

第 3 章 そ の 他

(損害賠償)

第 17 条 乙は、乙の責に帰すべき事由により、甲の施設・設備または器具を滅失または破損したときは、甲の認定に基づきその損害を弁償しなければならない。なお、委託業務の実施により第三者に損害を与えたときも同様とする。

(乙の負担経費)

第 18 条 次の経費は乙の負担とする。

- (1) 移動等に必要な交通経費。
- (2) 報告、記録に必要な所定の用紙。
- (3) 業務遂行に必要な安全対策器具等。
- (4) 自動警報装置を通じて行う警報受信設備
- (5) 簡易な故障の修理費
- (6) その他必要な軽微な消耗品（オイル、グリス、ベルト、弁体、スプリング、軸受・シール類など）
- (7) その他甲が必要とする書類

(雑則)

第 19 条 契約書および仕様書に明記されていない事項については甲乙協議して定めるものとする。また、指示されていない事項であっても業務遂行上当然必要とする事項は、良識ある判断に基づいて行わなければならない。

余呉地区集排4施設
中空糸膜洗浄作業

特 記 仕 様 書

長浜市 北部建設局 北部建設課

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 長浜市農業集落排水施設の、余呉町にある中空糸膜ユニットの洗浄を行い、膜の吸引能力を回復させて、維持費のコスト縮減に寄与することを最大の目的として作業する業務であり、本仕様書は、中空糸膜洗浄作業（以下「作業」という。）の履行を円滑に運営するため、その業務要領を定める。

(業務の履行)

第2条 業務の受託者（以下「乙」という。）は、長浜市（以下「甲」という。）の当該施設の機能を十分発揮できるよう機器の構造、性能及びシステム全体を十分熟知し、契約書、仕様書、およびその他関係書類に基づき、能率的、経済的、かつ完全に業務を履行しなければならない。

(業務対象施設)

第3条 業務対象施設は次のとおりとする。

(1) 場 所 滋賀県長浜市余呉町坂口ほか

(2) 施設名

坂口地区農業集落排水処理施設

小谷柳ヶ瀬地区農業集落排水処理施設

菅並地区農業集落排水処理施設

中河内地区農業集落排水処理施設

(業務の内容)

第4条 業務の内容は、各施設の膜ユニットを取り外して洗浄する作業であり、運転管理については、今回の内容に含めないものとする。膜ユニットの取り扱いについては、協会発行の「維持管理マニュアル」に基づき次の業務を行う。

(1) 膜ユニットの引き上げ作業

(2) 膜の目詰まりを洗浄機で『貯留槽』へ洗い落とす作業

(3) 膜を薬液槽に水没させて微細ゴミを剥離させる作業

(4) 膜ユニットの設置作業（洗浄機損料、軽微な消耗品、燃料は直接経費に含む。）

(業務日及び回数)

第5条 作業は土・日・祝祭日を除く、維持管理業者の指定する平日に実施する。

(天災時の対応)

第6条 甲は地震・台風・大雨などの災害その他特に必要と認めるときは、乙に対し通常業務以外の業務を依頼できるものとし、天災対応にかかる費用は甲の負担とする。尚、故障・満水・停電などの類は緊急対応と判断するため契約範囲内である。

(法令等の遵守)

第7条 乙は業務の履行にあたっては、労働関係法令、および甲よりの指示命令を遵守するものとする。

(従業員の届出)

第8条 乙は業務の履行に先立ち、業務に従事する従業員の氏名、年齢および分担等を書面により甲に届け出るものとする。また、異動がある場合も同様とする。

(技術管理者の選任)

第9条 乙は前条により届出従業員の中より総括責任者を選任し、書面により甲に届け出るものとする。

(技術管理者の職務)

第10条 技術管理者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 現場の責任者として、従業員の指揮および監督を行うこと。
- (2) 契約書、仕様書およびその他関係書類より、業務の目的および内容を十分理解し、施設の機能を発揮し効率的かつ経済的に管理すること。
- (3) 従業員の適切な指導監督を行い、技能の向上および事故の防止に努めること。
- (4) 常に状況を的確に把握し、緊急事には直ちに連絡及び対処できる状態にしておくこと。

(従業員の資格基準)

第11条 従業員の資格基準は、次のとおりとする

- (1) 技術管理者は「浄化槽技術管理者」以上の資格を有するか、「浄化槽管理士」の資格を有し、かつ浄化槽の管理に2年以上の経験者であること。
- (2) 技術者は「第2種酸素欠乏危険作業主任者」以上の資格を有し、槽内安全作業に精通している者であること。
- (3) 技術管理者、技術者共に健康的かつ意欲的な者とする。

(作業員の服従等)

第12条 乙は作業員に安全で統一した服装および名札を業務従事中着用させるものとする。

2 乙は業務従事中に必ず身分証明書を着用し、関係者から提示を求められた場合はこれを提示しなければならない。

(労働災害防止)

第 13 条 機械器具その他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図ること。

- 2 当施設に出入りし、またはこれらの内部で作業を行う場合は、酸素欠乏空気、有毒ガスなどの有無を、作業開始前と作業中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、監督員が指示を求めた場合は、速やかにその関係書類を提出すること。
- 3 作業中、酸素欠乏空気や有毒ガスなどが発生した場合は、ただちに必要な措置を講じるとともに、監督員及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講ずること。
- 4 資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、誘導員を配置すること。

(提出書類)

第 14 条 乙は次に定める書類を甲に提出し、甲の承認を得なければならない。なお、提出した書類に変更が生じた場合も同様とする。

- (1) 業務着手前
- (2) 委託従事者名簿および経歴書
- (3) 技術管理者選任届
- (4) 緊急事態発生時の連絡体制
- (5) 実施計画書（薬品濃度値、薬品浸漬時間、など）維持管理業者と要協議
- (6) その他甲が必要とする書類

業務完了後

作業日誌

工種別写真

- (1) 洗浄結果（差圧と流量）
- (2) 実施結果書（薬品濃度値、薬品浸漬時間、など）市監督員の立会必要
- (3) その他甲が必要とする書類

第 2 章 業 務 要 領

(業務計画)

第 15 条 乙は業務計画を作成し甲に提出するものとする。

(業務報告)

第 16 条 乙は書面により業務報告を行うものとする。また、異常箇所を発見した場合は速やかに甲に報告を行うものとする。

第 3 章 そ の 他

(損害賠償)

第 17 条 乙は、乙の責に帰すべき事由により、甲の施設・設備または器具を滅失または破損したときは、甲の認定に基づきその損害を弁償しなければならない。なお、委託業務の実施により第三者に損害を与えたときも同様とする。

(乙の負担経費)

第 18 条 次の経費は乙の負担とする。

- (1) 移動等に必要な交通経費。
- (2) 報告、記録に必要な所定の用紙。
- (3) 業務遂行に必要な安全対策器具等。
- (4) 自動警報装置を通じて行う警報受信設備
- (5) 簡易な故障の修理費
- (6) その他必要な軽微な消耗品（オイル、グリス、シール類など）
- (7) その他甲が必要とする書類

(雑則)

第 19 条 契約書および仕様書に明記されていない事項については甲乙協議して定めるものとする。また、指示されていない事項であっても業務遂行上当然必要とする事項は、良識ある判断に基づいて行わなければならない。

中之郷・東野・椿坂地区処理場
膜洗浄交換修繕業務

特 記 仕 様 書

長浜市 北部建設局 北部建設課

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 長浜市農業集落排水施設の、余呉町中之郷地区と東野地区及び椿坂地区にある膜ユニットの洗浄・点検・交換を行い、膜の吸引能力を回復させて、維持費のコスト縮減に寄与することを最大の目的として修繕する業務であり、本仕様書は、洗浄点検交換業務（以下「業務」という。）の修繕を円滑に運営するため、その業務要領を定める。

(業務の履行)

第2条 業務の受託者（以下「乙」という。）は、長浜市（以下「甲」という。）の当該施設の機能を十分発揮できるよう機器の構造、性能及びシステム全体を十分熟知し、契約書、仕様書、およびその他関係書類に基づき、能率的、経済的、かつ完全に業務を履行しなければならない。

(業務対象施設)

第3条 業務対象施設は次のとおりとする。

(1) 場 所 滋賀県長浜市余呉町中之郷ほか

(2) 施設名

中之郷地区農業集落排水処理施設

東野地区農業集落排水処理施設

椿坂地区農業集落排水処理施設

(業務の内容)

第4条 業務の内容は、各施設の膜ユニットの点検・洗浄・交換である。膜ユニットの取り扱いについては、協会発行の「維持管理マニュアル」に基づき次の業務を行う。

(1) 作業前後の運転状況

(2) 作業前後の水質分析

(3) 点検・洗浄・交換作業については写真管理

(4) 交換する膜ユニットは支給品を使用する。

軽微な破損（オイル、グリス、シール類）に関しては消耗品のため直接経費に含む。

(業務日及び回数)

第5条 点検は土・日・祝祭日を除く平日に実施する。

(天災時の対応)

第6条 甲は地震・台風・大雨などの災害その他特に必要と認めるときは、乙に対し通常業務以外の業務を依頼できるものとし、天災対応にかかる費用は甲の負担とする。尚、故障・満水・停電などの類は緊急対応と判断するため契約範囲内である。

(法令等の遵守)

第7条 乙は業務の履行にあたっては、労働関係法令、および甲よりの指示命令を遵守するものとする。

(従業員の届出)

第8条 乙は業務の履行に先立ち、業務に従事する従業員の氏名、年齢および分担等を書面により甲に届け出るものとする。また、異動がある場合も同様とする。

(技術管理者の選任)

第9条 乙は前条により届出従業員の中より総括責任者を選任し、書面により甲に届け出るものとする。

(技術管理者の職務)

第10条 技術管理者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 現場の責任者として、従業員の指揮および監督を行うこと。
- (2) 契約書、仕様書およびその他関係書類より、業務の目的および内容を十分理解し、施設の機能を発揮し効率的かつ経済的に管理すること。
- (3) 従業員の適切な指導監督を行い、技能の向上および事故の防止に努めること。
- (4) 常に状況を的確に把握し、緊急事には直ちに連絡及び対処できる状態にしておくこと。

(従業員の資格基準)

第11条 従業員の資格基準は、次のとおりとする

- (1) 技術管理者は「浄化槽技術管理者」以上の資格を有するか、「浄化槽管理士」の資格を有し、かつ浄化槽の管理に2年以上の経験者であること。
- (2) 技術者は「第2種酸素欠乏危険作業主任者」以上の資格を有し、槽内安全作業に精通している者であること。
- (3) 技術管理者、技術者共に健康的かつ意欲的な者とする。

(作業員の服従等)

第12条 乙は作業員に安全で統一した服装および名札を業務従事中着用させるものとする。

2 乙は業務従事中に必ず身分証明書を着用し、関係者から提示を求められた場合はこれを提示しなければならない。

(労働災害防止)

第 13 条 機械器具その他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図ること。

- 2 当施設に出入りし、またはこれらの内部で作業を行う場合は、酸素欠乏空気、有毒ガスなどの有無を、作業開始前と作業中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、監督員が指示を求めた場合は、速やかにその関係書類を提出すること。
- 3 作業中、酸素欠乏空気や有毒ガスなどが発生した場合は、ただちに必要な措置を講じるとともに、監督員及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講ずること。
- 4 資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、誘導員を配置すること。

(提出書類)

第 14 条 乙は次に定める書類を甲に提出し、甲の承認を得なければならない。なお、提出した書類に変更が生じた場合も同様とする。

業務着手前

- (1) 委託従事者名簿および経歴書
- (2) 技術管理者選任届
- (3) 緊急事態発生時の連絡体制
- (4) その他甲が必要とする書類

業務完了後

- (1) 作業日誌
- (2) 工種別写真
- (3) 『作業前後の運転状況』報告書
- (4) 『作業前後の水質分析』報告書
- (5) 『交換した膜ユニット』報告書 (交換位置、交換前後の写真)
- (6) その他甲が必要とする書類

第 2 章 業 務 要 領

(業務計画)

第 15 条 乙は業務計画を作成し甲に提出するものとする。

(業務報告)

第 16 条 乙は書面により業務報告を行うものとする。また、異常箇所を発見した場合は速やかに甲に報告を行うものとする。

第 3 章 そ の 他

(損害賠償)

第 17 条 乙は、乙の責に帰すべき事由により、甲の施設・設備または器具を滅失または破損したときは、甲の認定に基づきその損害を弁償しなければならない。なお、委託業務の実施により第三者に損害を与えたときも同様とする。

(乙の負担経費)

第 18 条 次の経費は乙の負担とする。

- (1) 移動等に必要な交通経費。
- (2) 報告、記録に必要な所定の用紙。
- (3) 業務遂行に必要な安全対策器具等。
- (4) 自動警報装置を通じて行う警報受信設備
- (5) 簡易な故障の修理費
- (6) その他必要な軽微な消耗品（オイル、グリス、シール類など）
- (7) その他甲が必要とする書類

(雑則)

第 19 条 契約書および仕様書に明記されていない事項については甲乙協議して定めるものとする。また、指示されていない事項であっても業務遂行上当然必要とする事項は、良識ある判断に基づいて行わなければならない。

中河内地区農業集落排水処理場
中空糸膜取替業務

特記仕様書

長浜市 北部建設局 北部建設課

- (1) 施工場所 長浜市余呉町中河内 中河内地区農業集落排水処理場
- (2) 関係図書 本業務は、本仕様書、設計書及び図面（以下「関係図書」という）に基づいて監督職員の指示に従い、誠実に履行するものとする。
- (3) 準拠規格 本業務に関係のある法令、条例、規則等のほか、各技術基準、規格等に準拠して履行し、関係図書に記載のない場合であっても、これを遵守するものとする。
- (4) 提出図書
- | | |
|-------------------|-----|
| ア.工程表 | 1 部 |
| イ.業務報告書 | 2 部 |
| ウ.業務日報 | 1 部 |
| エ.業務写真 | 2 部 |
| オ.産業廃棄物管理票 | |
| カ.その他監督職員が必要とする書類 | |
- (5) 関係機関への手続き
業務上必要な関係機関への届出、手続き等は受注者が代行するものとする。ただし、手続きに要する印紙代、手数料は発注者の負担とする。
- (6) 疑 義 本業務上、又は関係図書に疑義のある場合は、監督職員と協議するものとする。
- (7) 災害防止 受注者は、業務履行中の災害に対して万全の対策を講じるとともに、第三者に危険の無いよう十分注意すること。万一事故が発生した場合は、受注者の責任において解決すること。
- (8) 賠 償 輸送の途中又は、業務完成前に発生した機械器具、材料等の損傷、紛失は全て受注者の責任において賠償すること。
- (9) 安全、防災 本業務の実施にあたって、受注者は、設備の破損、火災、感電、人身事故等の防止のために安全管理に十分注意するとともに、電気機械器具等については、規格品、認定品を使用すること。また、電気機械器具等の使用にあたっては漏電ブレーカーを併用し、現地作業にかかわる者全員に、作業内容に応じた安全靴、安全帯、その他安全具を装着させ、安全帽及び社名の明視できる服装をさせること。加えて、作業開始に先立ち十分な安全教育を施すものものとする。
- (10) 従業員の資格基準
技術管理者は「浄化槽技術管理者」以上の資格を有するか、「浄化槽管理士」の資格を有し、かつ浄化槽の管理に2年以上の経験者であること。
技術者は「第2種酸素欠乏危険作業主任者」以上の資格を有し、槽内安全作業に精通している者であること。
- (11) 作業時間 現地作業に係る作業時間は、原則として平日のみとする。時間外の作業が必要な場合は、事前に監督職員と協議のうえ、了承を得ること。

- (12) 発 生 品 本業務により不要品が発生する場合は、受注者が責任をもって適正な処理を行い、特に産業廃棄物は慎重に処理を行うこと。
- (13) 作業日報 現地においては、作業日報を提出すること。

2 特記事項

2-1 業務概要

中河内地区農業集落排水処理場の膜エレメントについて、経年劣化による低下している処理機能を回復させるため、計画的な膜エレメントの更新を行うものとする。

2-2 作業概要

(1) 膜ユニットの更新について

- ア. 中河内地区農業集落排水処理場の膜エレメント8本を更新するものである。また、事前に更新作業計画書を提出すること。
- イ. 膜ユニットを取り付け、取り外しの際は、処理場の運転に影響のないように配慮すること。

(2) 設備概要

- ア. 膜ユニット個数 1 個（現在のものを使用する）
- イ. 膜エレメント 8 本
三菱ケミカル 50E0006SM（同等品可）
- ウ. 膜部材（主要部材） 中空糸膜 PVDF

2-3 業務実施の注意点

- (1) 業務の実施時期については、発注者と協議のうえ、決定すること。
- (2) 業務により処理工程を停止させる場合は、設備の切り替えを迅速に行い、停止時間の短縮に努めること。また、事故の無いよう事前に確認を行い、機械的及び電氣的に影響が無いことを確認して作業を行うこと。
- (3) 警報発報システムについては、作業に伴い発生する警報項目を解除し、作業完了後に確実に復旧すること。
- (4) 受電、停電操作および停止操作を行う時は、運転管理者と十分な打合せを行うとともに、作業内容・手順を周知徹底させること。また、作業にあたっては計器、計測機器等により事前に安全確認を行い、保護具等を着用して危険の無い状態で作業を行うこと。
- (5) 設備の停止が必要な場合には、事前に日時・停止時間を申し出ること。
- (6) 薬品の飛散等が起こる可能性のある場合は、保護具等を着用して人体に影響しないように心がけること。

- (7) 飛散した薬品は、腐食が起きないように拭き取り、必要に応じて適切な処理を施すこと。
- (8) 更新作業に伴う膜ユニットやエレメントの搬入・据付・試運転操作には、必ず当該施設の維持管理業務における主任技術者の立会のもとで実施すること。